

2つのステップだけで手続き終了(申請時間は10~15分程度です)

ステップ1

通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人確認書類を準備のうえ来庁。
※下記の「お持ちいただくもの」をご覧ください。

ステップ2

申込用紙に必要事項を記入(暗証番号を指定)、写真を撮影
◎数字4桁の暗証番号と、英数字混合の6桁~16桁のパスワードを決めて
お越しいただけますと当日の申請がスムーズになります。

●お持ちいただくもの

(下記書類を持参されないと、自宅への郵送ができませんのでご注意ください)

・通知カード (申請受付後回収します) ・住民基本台帳カード (申請受付後回収します) ・本人確認書類 <u>(次のいずれか)</u> (1) Aから2点 (2) Aから1点+Bから1点 (3) Bから2点	本人確認書類	
	A 書類	【顔写真付きの本人確認資料】 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、身体障がい者手帳など
B 書類	【「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」が書いてあるもの】 健康保険証、年金手帳、学生証、社員証、診察券など	

※通知カードもしくは住民基本台帳カード紛失等により、現在お持ちでない場合は窓口で職員にその旨お伝えください。

15歳未満の子どももマイナンバーカードの申請ができます

子どものマイナンバーカードは0歳から申請できます。子どもが15歳未満の場合は、保護者が代わりに申請する必要があるため、保護者が申請手続きをすることになります。15歳未満の子どもは、マイナンバーカード申請する場合は、子どもとその保護者の同行およびそれぞれの本人確認書類が必要になります。

子どもに係る本人確認書類には健康保険証のほか、医療受給者証、母子健康手帳、学生証等が挙げられます。

子どものマイナンバーカードを作成後、マイナポイントの申請も可能です。子どもが15歳未満の場合は、マイナポイントの予約・申込手続きを保護者が代理で行えます。

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎22940
住民サービス課住民サービスグループ ☎252411